

インサイダー取引の発生状況（2017年度から2019年度）

2020年9月28日

IDS 株式会社アイ・ディー・エス
CORPORATION

注：本レポートは、客観的調査に基づき作成したものであり、特定の開示方法や記載方法を推奨するものではありません。本レポートは、慎重な調査に基づき作成・集計しておりますが、その正確性が保証されているものではありません。本レポートの著作権は株式会社アイ・ディー・エスに帰属し、本レポートを無断で転載または複製することは許可されていません。

目次

| | |
|------------------------------------------|---|
| 1. 調査内容..... | 2 |
| 2. 年度別の違反行為件数..... | 2 |
| 3. 法人と個人..... | 3 |
| 4. 取引対象銘柄との関係..... | 3 |
| 5. 違反行為の分類..... | 4 |
| 6. 内部者取引の情報入手元..... | 5 |
| 業務上入手した内部者情報の不正利用..... | 5 |
| 7. インサイダー取引対策—教育、情報受領者リスト、情報セキュリティー..... | 6 |
| 調査結果一覧表（2017年4月1日～2020年3月31日）..... | 7 |

インサイダー取引への対策は、上場会社の役職員および市場関係者にとって重要な課題となっており、情報管理や不正取引に関する教育や各種施策には多大なコストが費やされている。一般的に、企業が実施する施策には費用対効果の面から検討が行われ、より効果が高いと考えられる施策の組み合わせにより、目的の達成が図られる。

本レポートは、インサイダー取引がどのような状況の元で発生しているかを定量的に明らかにすることで、インサイダー取引対策としてどのような施策が有効か、すでに実施されている各施策がなぜ必要であるかを改めて認識するとともに、より実効性のある対策を構築・維持していくためのヒントを得ることを目的としている。

1. 調査内容

調査の対象は、2017年度から2019年度（2017年4月1日から2020年3月31日）の3年間に、証券取引等監視委員会（以下、SESC）が課徴金の納付または地検への告発を勧告した事案とし、違反行為者別に集計した。各違反行為について、重要情報の種別、法人か個人か、国内か海外か、違反行為の種別、重要情報の入手元、取引対象銘柄との関係について、分類し、集計している。集計結果については末尾の調査結果一覧表を参照いただきたい。なお、主な集計方針は以下の通り。

主な集計方針

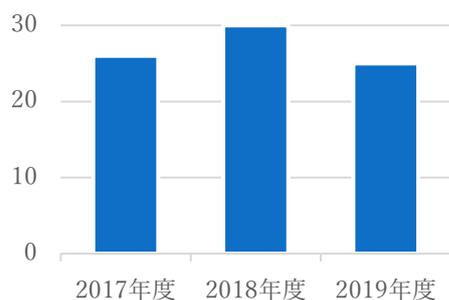
1. どのような状況で事案化しているかを明らかにすることが目的であるため、SESCにより内部者取引として勧告があったすべての事案を集計対象としており、裁判等で係争中の事案、無罪等が確定した事案、勧告が取り下げられた事案なども含まれている。
2. 同一銘柄の内部者取引に複数名が関与している場合、勧告がなされた個人を個別に集計している。
3. 同一人物について複数銘柄の取引で告発された場合、1件として集計している。
4. 同一人物に複数の違反行為が関連している場合、①内部者取引、②情報伝達、③取引推奨の順で、関与したひとつの行為で集計している。

2. 年度別の違反行為件数

2017年度から2019年度の年度別の勧告対象となった違反行為の件数は、2017年度が26件、2018年度が30件、2019年度が25件となっており、年度による大きな差や増減等の傾向も見られない（表1、グラフ1）。調査結果には含めていないが、2011年度まで遡った調査でもほぼ同様の傾向となった。

表1 年度別の違反行為の件数

| | 件数 |
|-------------------|----|
| 2017年度（2017/4/1～） | 26 |
| 2018年度（2018/4/1～） | 30 |
| 2019年度（2019/4/1～） | 25 |
| 合計 | 81 |



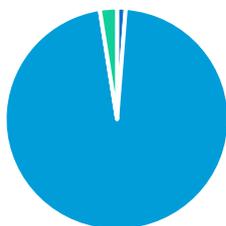
グラフ1 年度別の違反行為の件数

3. 法人と個人

違反行為の主体を法人と個人で分類した。また、海外居住者についての勧告もなされているため、それぞれについて国内か海外かについても分類した（表2、グラフ2）。国内の個人による違反行為が96.3%（78件）と大多数を占めており、わずかに国内の法人（1件 1.2%）、海外の個人（2件 2.5%）による違反行為も報告されている。

表2 法人と個人（国内/海外）

| | | 件数 | |
|----|----|----|---------|
| 国内 | 法人 | 1 | (1.2%) |
| | 個人 | 78 | (96.3%) |
| 海外 | 法人 | 0 | (0%) |
| | 個人 | 2 | (2.5%) |
| 合計 | | 81 | |



- 国内の法人（1件）
- 国内の個人（78件）
- 海外の法人（0件）
- 海外の個人（2件）

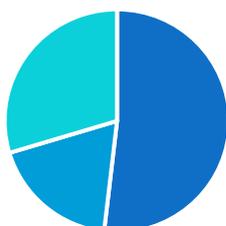
グラフ2 法人と個人（国内/海外）

4. 取引対象銘柄との関係

違反行為者とインサイダー取引の対象となった会社の関係について、対象会社の役職員、対象会社の取引先、その他に分類して集計した（表3、グラフ3）。対象会社の役職員が42件（51.9%）と最も多かったが、対象会社の取引先が15件（18.5%）となり、20%近い割合となっている。

表3 取引銘柄との関係

| | | 件数 | |
|-----|--|----|---------|
| 役職員 | | 42 | (51.9%) |
| 取引先 | | 15 | (18.5%) |
| その他 | | 24 | (29.6%) |
| 合計 | | 81 | |



- 役職員（42件）
- 取引先（15件）
- その他（24件）

グラフ3 取引銘柄との関係

取引先に対しては、インサイダー情報が明示的に伝達されるケース、インサイダー情報として明示されないが株価等への影響を予測可能なケースなど、様々な形で情報伝達が行われるが、その一方で、自社の役員と異なり、インサイダー取引に関連した教育やその他の施策を直接行うことは困難であることが多い。

取引先の選定にあたっては、インサイダー取引対策の実施状況や、どの程度の真剣さをもって対策が行われているかをヒアリング等を通して把握し、インサイダー取引対策に関する要素を他の選定要素よりも優先される事項として扱うことや、情報取得者リストの作成や取引所等で実施されるインサイダー取引対策セミナーの受講に関して協力を求める等の対策が考えられる。

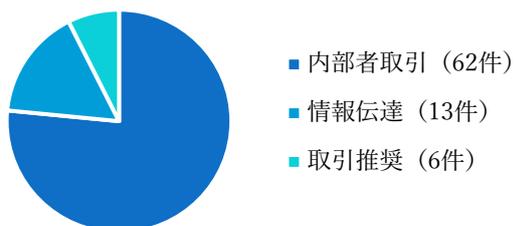
5. 違反行為の分類

SESC では、インサイダー取引に関連した違反行為を、内部者取引、情報伝達、取引推奨の3種類に分類している。過去3年間の違反行為をSESCの分類に従って集計したところ、内部者取引が62件（76.6%）、情報伝達が13件（16.0%）、取引推奨が6件（7.4%）となり、違反行為としては内部者取引について最も多く勧告がなされている（図4、グラフ4）。

なお、同一人物に複数の違反行為が関連している場合、①内部者取引、②情報伝達、③取引推奨の順で、関与したひとつの行為で集計しているため、実態よりも内部者取引の件数が多く集計されていることに留意する必要がある。

表4 違反行為の分類

| | 件数 | |
|-------|----|---------|
| 内部者取引 | 62 | (76.6%) |
| 情報伝達 | 13 | (16.0%) |
| 取引推奨 | 6 | (7.4%) |
| 合計 | 81 | |



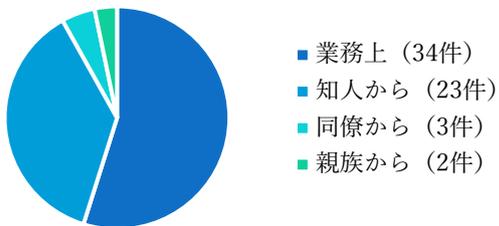
グラフ4 違反行為の分類

6. 内部者取引の情報入手元

過去3年間に勧告が行われた62件の内部者取引について、内部者情報の入手元を、業務上、知人から、同僚から、親族からの4つに分類して集計した結果が表5である（グラフ5も参照）。業務遂行の過程で知ることになった情報を本人が不正利用したケースが34件（54.8%）と半数強を占めており、他者から情報を得たケースでは、知人からの入手が23件（37.1%）と最も多く、同僚（3件 5%）や親族（2件 3.2%）からの入手も少ないながらも発生している。

表5 内部者取引の情報入手元

| | 件数 (内部者取引 62 件に対する%) | |
|------|-------------------------|---------|
| 業務上 | 34 | (54.8%) |
| 知人から | 23 | (37.1%) |
| 同僚から | 3 | (4.9%) |
| 親族から | 2 | (3.2%) |



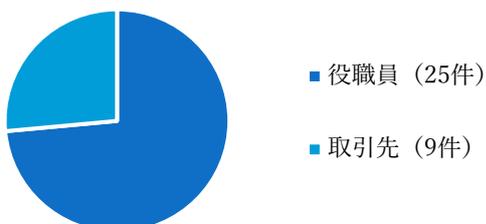
グラフ5 内部者取引の情報入手元

業務上入手した内部者情報の不正利用

さらに、業務上入手した情報により内部者取引が行われた34件について、その行為者を自社の役職員と取引先で分類した結果が表6であるが（グラフ6も参照）、自社の役職員25件（73.5%）に加えて、取引先においても9件（26.5%）の勧告がなされている。自社の役職員への対策は最重要であるが、内部者情報を伝達する取引先も含めた対策が必要となっている。

表6 業務上入手した情報による内部者取引の行為者

| | 件数 (内部者取引 34 件に対する%) | |
|-----|-------------------------|---------|
| 役職員 | 25 | (73.5%) |
| 取引先 | 9 | (26.5%) |



グラフ6 業務上入手した情報による内部者取引の行為者

7. インサイダー取引対策—教育、情報受領者リスト、情報セキュリティ—

インサイダー取引対策として実施される教育は、大別すると、情報漏洩に関する教育と、インサイダー取引に関する教育に分けられるが、前者は知人、同僚、親族から情報を得て行われた内部者取引（グラフ5、合計45.2%）に、後者は業務上入手した情報による内部者取引（グラフ5、54.8%）に対する効果を期待したものと考えられ、どちらも同程度に重要であることが数字からも確認できる。

教育と並んでインサイダー取引対策の主要な施策として挙げられる事が多い情報受領者リストに関しては、リストに掲載された者に対する抑止効果や、情報受領者となる人数そのものを最小限に抑える効果も期待され、運用が徹底された場合には内部者情報の漏洩にも不正利用にも効果が期待される。その一方で、複数の部署や取引先までを含めて運用を徹底するには相当な負担となるため、デジタル化したうえで情報登録者にもリスト掲載者にも負担の少ない設計とすることなどが期待される。

なお、本調査においては、情報セキュリティとインサイダー取引の関連についても検討し、SESC 勧告事案の調査を行ったが、誤送信やハッキングなど情報セキュリティ上のトラブルにより情報が漏洩し不正取引に至った場合、金融商品取引法上の情報受領者に該当するののかという論点もあり、SESC の勧告対象となっていない可能性があるため調査結果に含めなかった。そのため、本レポートではインサイダー取引対策として情報セキュリティを取り上げていない。

調査結果一覧表（2017年4月1日～2020年3月31日）

| No. | 勧告/告発年月 | 取引銘柄の業種 | 重要情報の種類 | 個人/法人 | 違反行為 | 情報入手経路 | 取引銘柄との関係 | 処分 |
|-----|----------|---------|------------|--------|-------|--------|----------|-----------|
| 1 | 2017年5月 | 製造 | 上場廃止 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 2 | 2017年6月 | サービス | TOB | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 大阪地検に告発 |
| 3 | 2017年6月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 地検告発 |
| 4 | 2017年6月 | 製造 | 業績悪化 | 個人（海外） | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 5 | 2017年9月 | 製造 | TOB | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 6 | 2017年9月 | 製造 | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 7 | 2017年11月 | サービス | 業績予想の下方修正 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 8 | 2017年12月 | 製造 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 9 | 2017年12月 | 金融 | 自己株取得、業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 10 | 2017年12月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 11 | 2017年12月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 12 | 2018年1月 | 製造 | 特別損失 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 地検告発 |
| 13 | 2018年1月 | 製造 | 特別損失 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 地検告発 |
| 14 | 2018年1月 | 金融 | 業務提携 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 15 | 2018年1月 | 金融 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 親族から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 16 | 2018年1月 | 金融 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 17 | 2018年2月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 親族から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 18 | 2018年2月 | サービス | 資産譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 19 | 2018年2月 | サービス | 資産譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 20 | 2018年2月 | サービス | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |

| No. | 勧告/告発年月 | 取引銘柄の業種 | 重要情報の種類 | 個人/法人 | 違反行為 | 情報入手経路 | 取引銘柄との関係 | 処分 |
|-----|----------|---------|-------------------|-------|-------|--------|----------|-----------|
| 21 | 2018年3月 | サービス | 株式分割、業績/配当予想の上方修正 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 22 | 2018年3月 | サービス | 株式分割、業績/配当予想の上方修正 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 23 | 2018年3月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 24 | 2018年3月 | 製造 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 25 | 2018年3月 | 製造 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 26 | 2018年4月 | サービス | 業績予想の上方修正、株式分割 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 27 | 2018年5月 | サービス | 増配 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 28 | 2018年6月 | 製造 | 増配 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 地検告発 |
| 29 | 2018年6月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 30 | 2018年8月 | 金融 | TOB | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 31 | 2018年8月 | 製造 | 業績予想の上方修正 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 32 | 2018年10月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 地検告発 |
| 33 | 2018年11月 | サービス | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 地検告発 |
| 34 | 2018年11月 | サービス | 業務提携 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 東京地検に告発 |
| 35 | 2018年11月 | サービス | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 地検告発 |
| 36 | 2018年11月 | 製造 | 自己株取得、配当予想の上方修正 | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 37 | 2018年11月 | サービス | 事業統合 | 個人 | 内部者取引 | 同僚から | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 38 | 2018年12月 | サービス | TOB | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 取引先 | 大阪地検に告発 |
| 39 | 2018年12月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 地検告発 |
| 40 | 2018年12月 | サービス | 第三者割当増資、子会社化 | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 41 | 2018年12月 | サービス | 業務提携 | 法人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |

| No. | 勧告/告発年月 | 取引銘柄の業種 | 重要情報の種類 | 個人/法人 | 違反行為 | 情報入手経路 | 取引銘柄との関係 | 処分 |
|-----|---------|---------|-------------|-------|-------|--------|----------|-----------|
| 42 | 2019年1月 | サービス | 業務委託契約 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 43 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 44 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 45 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 46 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 47 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 48 | 2019年3月 | 製造 | 事業譲渡 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 49 | 2019年3月 | 製造 | 民事再生法の適用申請 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 50 | 2019年3月 | 製造 | 民事再生法の適用申請 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 51 | 2019年3月 | 製造 | 民事再生法の適用申請 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 52 | 2019年3月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 53 | 2019年3月 | サービス | TOB | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 54 | 2019年3月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 55 | 2019年3月 | サービス | TOB | 個人 | 内部者取引 | 知人から | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 56 | 2019年5月 | サービス | 増資 | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 57 | 2019年5月 | 製造 | 業務提携 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 58 | 2019年5月 | 製造 | 業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 59 | 2019年6月 | 製造 | 製品検査データの改ざん | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 60 | 2019年6月 | 製造 | 製品検査データの改ざん | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 61 | 2019年6月 | サービス | 業績予想の上方修正 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 62 | 2019年6月 | サービス | 業績予想の上方修正 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |

| No. | 勧告/告発年月 | 取引銘柄の業種 | 重要情報の種類 | 個人/法人 | 違反行為 | 情報入手経路 | 取引銘柄との関係 | 処分 |
|-----|----------|---------|--------------|--------|-------|--------|----------|-----------|
| 63 | 2019年7月 | 製造 | 資本提携 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 64 | 2019年9月 | 製造 | 第三者割当増資、業務提携 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 65 | 2019年9月 | 製造 | 業績予想の上方修正 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 66 | 2019年9月 | 製造 | 業績予想の上方修正 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 67 | 2019年9月 | サービス | 自己株取得 | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 68 | 2019年10月 | サービス | 業績予想の下方修正 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 69 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 役職員 | 東京地検に告発 |
| 70 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 地検告発 |
| 71 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 72 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 情報伝達 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 73 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 内部者取引 | 親族から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 74 | 2019年11月 | サービス | 第三者割当増資 | 個人 | 内部者取引 | 知人から | その他 | 課徴金納付命令勧告 |
| 75 | 2019年12月 | サービス | 不正会計 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 76 | 2019年12月 | サービス | 不正会計 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 77 | 2019年12月 | サービス | 資本提携 | 個人（海外） | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 78 | 2019年12月 | 製造 | TOB | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 取引先 | 課徴金納付命令勧告 |
| 79 | 2020年1月 | サービス | 会社更生 | 個人 | 内部者取引 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 80 | 2020年1月 | サービス | 会社更生 | 個人 | 内部者取引 | 同僚から | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |
| 81 | 2020年1月 | サービス | 会社更生 | 個人 | 取引推奨 | 業務上 | 役職員 | 課徴金納付命令勧告 |

株式会社アイ・ディー・エスについて

当社は、開示書類の翻訳、各種調査、英文開示に関するコンサルティング・サービスを提供する、海外向け情報開示支援の専門会社です。本レポートおよび当社サービスに関するお問い合わせは、当社 Web サイトのお問い合わせフォームからお送りください。

株式会社アイ・ディー・エス
東京都新宿区新宿 2-5-12 FORECAST 新宿 AVENUE 6F
Tel: 03-5363-5223
<https://www.ids-corp.co.jp/>